

化学物質のリスク評価検討会

報告書（第1回）

（平成24年度ばく露実態調査対象物質に係るリスク評価）

平成25年5月

目 次

1	はじめに	1
2	リスク評価の実施状況	1
3	平成 24 年度ばく露実態調査対象物質に係るリスク評価	
(1)	対象物質	3
(2)	リスク評価の手法	5
(3)	リスク評価検討会参集者	5
(4)	リスク評価検討会の開催経過	6
(5)	リスク評価結果の概要	7
4	リスク評価書等 (別冊)	
(1)	リスク評価書 (1 物質)	
①	1,2-ジクロロプロパン	
(2)	初期リスク評価書 (2 物質)	
②	フェニルヒドラジン	
③	ナフタレン	
(別紙)	これまでのリスク評価の進捗状況一覧	

1 はじめに

職場において取り扱う化学物質の種類は多様で、取り扱う作業も多岐にわたる中で、化学物質による職業性疾病の発生は依然として後を絶たない状況にある。このため、平成16年5月に取りまとめられた「職場における労働者の健康確保のための化学物質管理のあり方検討会報告書」では、事業者が自ら化学物質の有害性等とばく露レベルに応じて生ずる労働者の健康障害の可能性及び程度について評価（リスク評価）を行い、必要な措置を講ずる自律的な管理が基本であるとしながらも、中小企業等では自律的な化学物質管理が十分でないこと等を考慮して、国自らも必要に応じてリスク評価を行い、健康障害発生のリスクが特に高い作業等について、規制を行うなどのリスク管理が必要であるとしている。

また、平成16年12月27日の労働政策審議会建議「今後の労働安全衛生対策について」において、国は、有害化学物質について、化学物質に係る労働者の作業内容等のばく露関係情報等に基づきリスク評価を行い、健康障害発生のリスクが特に高い作業等については、リスクの程度等に応じて、特別規則による規制を行う等のリスク管理を講じることが必要であるとされている。

これらを受けて、平成17年5月に報告された「労働者の健康障害防止に係るリスク評価検討会報告書」において、①国が行う化学物質による労働者の健康障害防止に係るリスク評価の考え方及び方法、②リスク評価の結果に基づき国が講ずべき健康障害防止措置及び③ばく露関係の届出について基本的考え方が取りまとめられ、平成18年1月に公布された改正労働安全衛生規則において、有害物ばく露作業報告の制度が創設された。

このような経緯を経て、平成18年度から、国による化学物質のリスク評価を実施している。

平成21年度には、「少量製造・取扱いの規制等に係る小検討会報告書」において、リスク評価の実施方法のレビューが行われ、よりの確な健康障害防止措置の検討を行うために、リスク評価を「初期評価」と「詳細評価」の2段階で行う等の改善を加えたところである。

2 リスク評価の実施状況

<平成18年度ばく露実態調査対象物質>

平成19年4月、①エピクロロヒドリン、②塩化ベンジル、③1,3-ブタジエン、④ホルムアルデヒド及び⑤硫酸ジエチルの5物質のリスク評価の結果をとりまとめ、公表を行った。

<平成 19 年度ばく露実態調査対象物質>

平成 20 年 3 月、①2, 3-エポキシ-1-プロパノール、②塩化ベンゾイル、③オルト-トルイジン、④クレオソート油、⑤1, 2, 3-トリクロロプロパン、⑥ニッケル化合物（ニッケルカルボニルを除く。）、⑦砒素及びその化合物（三酸化砒素を除く。）、⑧フェニルオキシラン、⑨弗化ビニル及び⑩ブロモエチレンの 10 物質のリスク評価の結果をとりまとめ、公表を行った。

<平成 20 年度ばく露実態調査対象物質>

平成 21 年 6 月、①イソプレン、②2, 3-エポキシプロピル=フェニルエーテル、③オルト-アニシジン、④オルト-ニトロトルエン、⑤2-クロロ-1, 3-ブタジエン、⑥コバルト化合物（塩化コバルト及び硫酸コバルトに限る。）、⑦酸化プロピレン、⑧4, 4'-ジアミノジフェニルエーテル、⑨4, 4'-ジアミノ-3, 3'-ジメチルジフェニルメタン、⑩2, 4-ジアミノトルエン、⑪1, 4-ジクロロ-2-ブテン、⑫2, 4-ジニトロトルエン、⑬ジメチルヒドラジン、⑭ヒドラジン（ヒドラジン-水和物を含む。）、⑮1, 3-プロパンスルトン、⑯ベンゾ [a] アントラセン、⑰ベンゾ [a] ピレン、⑱ベンゾ [e] フルオラセン、⑲4, 4'-メチレンジアニリン、⑳2-メトキシ-5-メチルアニリンの 20 物質の初期リスク評価の結果をとりまとめ、公表を行った。

<平成 21 年度ばく露実態調査対象物質>

平成 22 年 7 月、初期評価 7 物質（①アクリル酸エチル、②アセトアルデヒド、③インジウム及びその化合物、④エチルベンゼン、⑤コバルト及びその化合物（塩化及び硫酸コバルトを除く）、⑥酢酸ビニル、⑦1, 2-ジブロモエタン）及び詳細評価 7 物質（①2-クロロ-1, 3-ブタジエン、②コバルト化合物（塩化及び硫酸コバルト）、③酸化プロピレン、④1, 4-ジクロロ-2-ブテン、⑤2, 4-ジニトロトルエン、⑥ジメチルヒドラジン、⑦1, 3-プロパンスルトン）合計 14 物質のリスク評価の結果をとりまとめ、公表を行った。

<平成 22 年度ばく露実態調査対象物質>

平成 23 年 7 月、初期評価 8 物質（①オルト-ニトロアニソール、②カテコール、③酸化チタン (IV)、④1, 3-ジクロロプロペン、⑤ジメチル-2, 2-ジクロロビニルホスフェイト（別名 DDVP）、⑥ニトロメタン、⑦パラ-ジクロロベンゼン、⑧4-ビニル-1-シクロヘキセン）及び詳細評価 5 物質（①インジウム及びその化合物、②エチルベンゼン、③コバルト及びその化合物、④酢酸ビニル、⑤1, 2-ジブロモエタン）合計 13 物質のリスク評価の結果をとりまとめ、公表を行った。

<平成 23 年度ばく露実態調査対象物質>

平成 24 年 8 月、初期評価 5 物質（①アンチモン及びその化合物、②2-アミノエタノール、③キシリジン、④ニトロベンゼン、⑤メチレンビス（4,1-フェニレン）=ジイソシアネート（別名 MDI））及び詳細評価 4 物質（①1,3-ジクロロプロペン、②パラ-ジクロロベンゼン、③4-ビニル-1-シクロヘキセン、④酸化チタン（IV））合計 9 物質のリスク評価の結果をとりまとめ、公表を行った。

3 平成 24 年度ばく露実態調査対象物質に係るリスク評価

(1) 対象物質

今回は、平成 24 年度に国によるばく露実態調査を行った 10 物質のうち 3 物質についてリスク評価を行った（これまでのリスク評価の状況は別表のとおり）。

平成 20 年報告ばく露作業報告対象物質

物の名称	発がん性評価 (IARC, 又は EU)
フェニルヒドラジン	EU CLP Annex VI : Carc. 1B

平成 21 年報告ばく露作業報告対象物質

物の名称	発がん性評価 (IARC, 又は EU)
ナフタレン	IARC:2B EU Annex VI : Carc. Cat. 3

平成 24 年報告ばく露作業報告対象物質

物の名称	発がん性評価 (IARC, 又は EU)
1,2-ジクロロプロパン	IARC:3

なお、平成 21 年及び 22 年のばく露作業報告対象物質の選定は以下により行っている。

[平成 20 年選定基準]

- ① 労働安全衛生法施行令別表第 9 に掲載されていること。（労働安全衛生法第 57 条の 2 に基づく文書交付対象物質）
- ② 特定化学物質障害予防規則等（第 3 類特定化学物質を除く）で規制さ

れていないこと。

- ③ 発がん性の知見が次のいずれかに該当すること。
 - ア 国際がん研究機関（IARC）の発がん性評価が「1」又は「2 A」のもの
 - イ EU（欧州連合）の発がん性分類において、「1」又は「2」と評価されているもの
- 平成 18 年度、19 年度において、我が国での取り扱いが確認できないもの、生産量が少ない物（1 トン以下）、副次的に発生する物であって、その発生量が少量であるものとして除外したものについても、ばく露作業報告により取り扱いの有無を確認するため対象とした。

[平成 21 年選定基準]

- ① 労働安全衛生法施行令別表第 9 に掲載されていること。（労働安全衛生法第 57 条の 2 に基づく文書交付対象物質）
- ② 特定化学物質障害予防規則等（第 3 類特定化学物質を除く）で規制されていないこと。
- ③ 発がん性の知見が次のいずれかに該当すること。
 - ア 発がん性の知見について平成 18・19 年度の対象物質に準じる物質（国際がん研究機関（IARC）の発がん性評価が「2B」のもの）
 - イ 学識者より「リスク評価を行うべき」とされた物質
- ※平成 18 年度から 20 年度にかけて、IARC の評価が「1」又は「2 A」もしくは EU の分類が「1」又は「2」の物質を選定した。
- ④ 米国産業衛生専門家会議（ACGIH）のばく露限界（TLV）又は日本産業衛生学会の許容濃度があること。

[平成 24 年選定基準]

- ① 労働安全衛生法施行令別表第 9 に掲載されていること。（労働安全衛生法第 57 条の 2 に基づく文書交付対象物質）
- ② 特定化学物質障害予防規則等（第 3 類特定化学物質を除く）で規制されていないこと。
- ③ 有機則の対象物質のうち、
 - ア 国際がん研究機関（IARC）の発がん性評価が「2 A」、「2 B」のもの
 - イ 労働安全法第 28 条第 3 項の指針を公表しているもの
- ④ 労働安全衛生法第 28 条第 3 項の健康障害防止指針（がん原性指針）の対象物質
- ⑤ 発がん性のおそれのある芳香族アミン
- ⑥ ナノマテリアル

(参考) 国際がん研究機関 (IARC) における発がん性の評価

グループ 1 : ヒトに対して発がん性がある

グループ 2A : ヒトに対しておそらく発がん性がある

グループ 2B : ヒトに対して発がん性が疑われる

EU における発がん性分類

1 : ヒトに対して発がん性があることが知られている物質

2 : ヒトに対して発がん性があるとみなされるべき物質

(2) リスク評価の手法

「リスク評価の手法」(平成 22 年 1 月改訂) 及び「労働者の有害物によるばく露評価ガイドライン」(平成 21 年 12 月。以下、「ガイドライン」という。) に基づき評価を行った。

(参考) 「リスク評価の手法」

(<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2010/03/d1/s0331-20m.pdf>)

「労働者の有害物によるばく露評価ガイドライン」

(<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2010/01/s0115-4.html>)

(3) リスク評価関係検討会参集者

化学物質のリスク評価検討会

池田 敏彦 横浜薬科大学臨床薬学科教授

内山 巖雄 京都大学名誉教授

圓藤 陽子 独立行政法人労働者健康福祉機構関西労災病院産業中毒センター長

大前 和幸 慶應義塾大学医学部衛生学公衆衛生学教室教授

小嶋 純 独立行政法人労働安全衛生総合研究所環境計測管理研究グループ上席研究員

清水 英佑 中央労働災害防止協会労働衛生調査分析センター所長

高田 礼子 聖マリアンナ医科大学医学部予防医学教室教授

○ 名古屋 俊士 早稲田大学理工学術院教授

西川 秋佳 国立医薬品食品衛生研究所安全性生物試験研究センター長

花井 莊輔 独立行政法人産業技術総合研究所客員研究員

原 邦夫 帝京平成大学地域医療学部教授

宮川 宗之 独立行政法人労働安全衛生総合研究所研究企画調整部首席研究員

有害性評価小検討会

- 池田 敏彦 横浜薬科大学臨床薬学科教授
- 大前 和幸 慶應義塾大学医学部衛生学公衆衛生学教室教授
- 清水 英佑 中央労働災害防止協会労働衛生調査分析センター所長
- 高田 礼子 聖マリアンナ医科大学医学部予防医学教室教授
- 西川 秋佳 国立医薬品食品衛生研究所安全性生物試験研究センター長
- 宮川 宗之 独立行政法人労働安全衛生総合研究所研究企画調整部首席
研究員

ばく露評価小検討会

- 内山 巖雄 京都大学名誉教授
- 圓藤 陽子 独立行政法人労働者健康福祉機構関西労災病院産業中毒セ
ンター長
- 小嶋 純 独立行政法人労働安全衛生総合研究所環境計測管理研究グ
ループ上席研究員
- 名古屋 俊士 早稲田大学理工学術院教授
- 花井 莊輔 独立行政法人産業技術総合研究所客員研究員
- 原 邦夫 帝京平成大学地域医療学部教授

(50音順、敬称略、○は座長)

(4) リスク評価検討会の開催経過 (今回の評価物質に係る検討会)

有害性評価小検討会

第1回有害性評価小検討会 平成25年3月27日(水)

- ①有害性評価書、評価値の検討(3物質)

ばく露評価小検討会

第1回ばく露評価小検討会 平成25年4月12日(金)

- ①平成24年度ばく露評価について(非公開)

化学物質のリスク評価検討会

第1回化学物質のリスク評価検討会 平成25年4月26日(金)

- ①平成24年度リスク評価対象物質のリスク評価について

(5) リスク評価結果の概要

① 初期リスク評価結果

- ア 次の1物質については、個人ばく露の測定結果が二次評価値を下回っ
ているものの、一部の事業場ではばく露が高い状況が見られ、ばらつき

を考慮した区間推定では、二次評価値を超えていたことから、さらに詳細なリスク評価が必要であり、ばく露の高かった要因を明らかにするとともに、国は関係事業者による自主的なリスク管理を進めることが適当である。

○ナフタレン

イ 次の1物質については、ばく露の測定結果が二次評価値を下回っていたことから、今回のばく露実態調査に基づくリスク評価ではリスクは低いと考えられるが、有害性の高い物質であることから、国は関係事業者による自主的なリスク管理を進めることが適当である。

○フェニルヒドラジン

② リスク評価結果

次の1物質については、個人ばく露の測定結果が二次評価値を下回っているものの、ばらつきを考慮した区間推定では、二次評価値を超えていたことから、適切なばく露防止対策が講じられていない状況では、労働者の健康障害のリスクは高いものと考えられるため、制度的対応を念頭においてばく露リスク低減のための健康障害防止措置の検討を行うべきである。
(括弧内は、措置の検討の対象とすべき作業)

○1、2-ジクロロプロパン（洗浄又は払拭の業務）

なお、今回行った①及び②のリスク評価は、現時点において入手された資料・データを基にリスク評価を行ったものであり、リスク評価結果は将来にわたって不変のものではない。このため、引き続き情報収集に努めていく必要がある。

※二次評価値:労働者が勤労生涯を通じて毎日、当該物質に暴露した場合にも、当該ばく露に起因して労働者が健康に悪影響を受けることはないであろうと推測される濃度。「リスク評価の手法」に基づき、原則として日本産業衛生学会の許容濃度又はACGIHのばく露限界値を採用している。

【これまでのリスク評価の進捗状況一覧】

別表

通し	物質名	報告* 事業場数	リスク評価の実施状況		リスク評価 後の措置			
			ばく露調査	リスク評価結果				
平成18年ばく露作業報告（平成18年4月～8月報告対象物質）5物質								
1	1 エピクロロヒドリン	117	H18年度	リスク低い	—			
2	2 塩化ベンジル	56	H18年度	リスク低い	—			
3	3 1,3-ブタジエン	59	H18年度	一部作業リスク高い	特化則			
4	4 ホルムアルデヒド	549	H18年度	リスク高い	特化則 (特定第2類に 指定)			
5	5 硫酸ジエチル	42	H18年度	一部作業リスク高い	特化則			
平成19年ばく露作業報告（平成19年4月～6月報告対象物質）10物質								
6	1 2,3-エポキシ-1-プロパノール	6	H19年度	リスク低い	—			
7	2 塩化ベンゾイル	35	H19年度	リスク低い	—			
8	3 オルト-トルイジン	19	H19年度	リスク低い	—			
9	4 クレオソート油	32	H19年度	リスク低い	—			
10	5 1,2,3-トリクロロプロパン	5	H19年度	リスク低い	—			
11	6 ニッケル化合物（ニッケルカルボニルを除く。）	595	H19年度	リスク高い	特化則 (管理第2類に 指定)			
12	7 砒素及びその化合物（三酸化砒素を除く。）	51	H19年度	リスク高い	特化則 (管理第2類に 指定)			
13	8 フェニルオキシラン	5	H19年度	リスク低い	—			
14	9 弗(ふっ)化ビニル	0	実施せず	リスクなし	—			
15	10 ブロモエチレン	0	実施せず	リスクなし	—			
通し	物質名	報告* 事業場数	初期リスク評価の実施状況		初期評価 後の措置	詳細リスク評価の実施状況		詳細評価 後の措置
			ばく露調査	リスク評価結果		ばく露評価	リスク評価結果	
平成20年ばく露作業報告（平成20年1月～3月報告対象物質）44物質								
16	1 アルファ, アルファ-ジクロロトルエン	0	実施せず	再告示（23年報告へ）	—			
17	2 イソプレン	26	H20年度	リスク低い	—			
18	3 ウレタン	3 (全て誤報告)	実施せず	再告示（23年報告へ）	—			
19	4 2,3-エポキシプロピルフェニルエーテル	16	H20年度	リスク高くない	—			
20	5 オルト-アニシジン	2	H20年度	リスク低い	—			
21	6 オルト-ニトロアニソール	1	H22年度	リスク低い	—			
22	7 オルト-ニトロトルエン	2	H20年度	リスク低い	—			
23	8 2-クロロ-1,3-ブタジエン	4	H20年度	リスク高い	詳細評価へ	H21年度	リスク高いが 作業工程共通でない	—
24	9 4-クロロ-2-メチルアニリン及びその塩酸塩	1	実施せず	取扱いなく打ち切り	—			
25	10 コバルト化合物（塩化コバルト及び硫酸コバルトに限る。）	42	H20年度	リスク高い	詳細評価へ	H21年度	リスク高い	21年度「コバルト及びその化合物」に統合
26	11 酸化プロピレン	37	H20年度	リスク高い	詳細評価へ	H21年度	リスク高い	特化則 (特定第2類に 指定)
27	12 ジアゾメタン	0	実施せず	再告示（23年報告へ）	—			
28	13 2,4-ジアミノアニソール	0	実施せず	再告示（23年報告へ）	—			
29	14 4,4'-ジアミノジフェニルエーテル	11	H20年度	リスク高くない	—			
30	15 4,4'-ジアミノジフェニルスルフィド	0	実施せず	再告示（23年報告へ）	—			
31	16 4,4'-ジアミノ-3,3'-ジメチルジフェニルメタン	3	H20年度	リスク高くない	—			
32	17 2,4-ジアミノトルエン	6	H20年度	リスク高くない	—			
33	18 1,4-ジクロロ-2-ブテン	1	H20年度	リスク高い	詳細評価へ	H21年度	リスク高い	特化則
34	19 2,4-ジニトロトルエン	8	H20年度	リスク高い	詳細評価へ	H21年度	リスク高いが 作業工程共通でない	—
35	20 1,2-ジブロモエタン（別名EDB）	1	H21年度	リスク高い	詳細評価へ	H22年度	リスク高いが 作業工程共通でない	—
36	21 1,2-ジブロモ-3-クロロプロパン	0	実施せず	再告示（23年報告へ）	—			
37	22 ジメチルカルバモイル=クロリド	0	実施せず	再告示（23年報告へ）	—			
38	23 N,N-ジメチルニトロソアミン	0	実施せず	再告示（23年報告へ）	—			
39	24 ジメチルヒドラジン	3	H20年度	リスク高い	詳細評価へ	H21年度	リスク高い	特化則 (特定第2類に 指定)

通し	物質名	報告* 事業場数	初期リスク評価の実施状況		初期評価 後の措置	詳細リスク評価の実施状況		詳細評価 後の措置	
			ばく露調査	リスク評価結果		ばく露評価	リスク評価結果		
40	25	1, 4, 7, 8-テトラアミノアント ラキノン (別名ジスパーズブ ル-1)	0	実施せず	再告示 (23年報告へ)	—			
41	26	N- (1, 1, 2, 2-テトラクロロエ チルチオ) -1, 2, 3, 6-テトラヒ ドロフタルイミド (別名キャ プタフォル)	0	実施せず	再告示 (23年報告へ)	—			
42	27	5-ニトロアセナフテン	0	実施せず	再告示 (23年報告へ)	—			
43	28	2-ニトロプロパン	0	実施せず	再告示 (23年報告へ)	—			
44	29	パラ-フェニルアゾアニリン	0	実施せず	再告示 (23年報告へ)	—			
45	30	ヒドラジン	179	H20年度	リスク高くない	—			
46	31	フェニルヒドラジン	3	H24年度 (22-23測定法検討)	リスク低い	—			
47	32	1, 3-プロパンスルトン	2	H20年度	リスク高い (経皮)	詳細評価へ	H21年度	リスク高い	特化則
48	33	プロピレンイミン	0	実施せず	再告示 (23年報告へ)	—			
49	34	ヘキサクロロベンゼン	0	実施せず	農業使用廃止のため打ち切り	—			
50	35	ヘキサメチルホスホリックト リアミド	0	実施せず	再告示 (23年報告へ)	—			
51	36	ベンゾ [a] アントラセン	4	H20年度	リスク低い	—			
52	37	ベンゾ [a] ピレン	7	H20年度	リスク低い	—			
53	38	ベンゾ [e] フルオラセン	4	H20年度	リスク低い	—			
54	39	メタンスルホン酸メチル	0	実施せず	再告示 (23年報告へ)	—			
55	40	2-メチル-4- (2-トリルアゾ) アニリン	0	実施せず	再告示 (23年報告へ)	—			
56	41	4, 4'-メチレンジアニリン	29	H20年度	リスク高くない	—			
57	42	2-メトキシ-5-メチルアニリン	1	H20年度	リスク高くない	—			
58	43	りん化インジウム	0	実施せず	21年度「インジウム及び その化合物」に統合	—			
59	44	りん酸トリス (2, 3-ジブromo プロピル)	0	実施せず	再告示 (23年報告へ)	—			
平成21年ばく露作業報告 (平成21年1月~3月報告対象物質) 20物質									
60	1	アクリル酸エチル	84	H21年度	リスク低い	—			
61	2	アセトアルデヒド	28	H21年度	リスク低い	—			
62	3	アンチモン及びその化合物	360	H23年度	リスク高い	詳細評価へ	H24年度	評価予定 (三酸化ニアンチモン)	
63	4	インジウム及びその化合物	45	H21年度	リスク高い	詳細評価へ	H22年度	リスク高い (インジウム化合物)	特化則 (管理第2類に 指定)
							H24年度	評価予定 (金属インジウム)	
64	5	エチルベンゼン	9724	H21年度	リスク高い	詳細評価へ	H22年度	リスク高い	特化則 (エチルベンゼ ン等に指定)
65	6	カテコール	26	H22年度	リスク低い	—			
66	7	キシリジン	9	H23年度	リスク低い	—			
67	8	コバルト及びその化合物 (塩 化及び硫酸コバルトを除く)	294	H21年度	リスク高い	詳細評価へ	H22年度	リスク高い	特化則 (管理第2類に 指定)
68	9	酢酸ビニル	123	H21年度	リスク高い	詳細評価へ	H22年度	リスク高いが 作業工程共通でない	—
69	10	酸化チタン (IV)	922	H22年度	リスク高い	詳細評価へ	H23年度	中間報告	
69	10	酸化チタン (IV) ナノ粒子		H24年度	評価予定	未了			
70	11	1, 3-ジクロロプロペン	39	H22年度	リスク高い	詳細評価へ	H23年度	リスク高いが 作業工程共通でない	—
71	12	ジメチル-2, 2-ジクロロビニル ホスフェイト (別名DDVP)	14	H22年度	リスク高い	詳細評価へ	H24年度	評価予定 (23年度調査+追加調査)	
72	13	テトラニトロメタン	0	実施せず	再告示 (23年報告へ)	—			
73	14	ナフタレン	145	H24年度	リスク高い	詳細評価へ			
74	15	ニトロベンゼン	16	H23年度	リスク低い	—			
75	16	ニトロメタン	5	H22年度	リスク低い	—			
76	17	パラ-ジクロロベンゼン	16	H22年度	リスク高い	詳細評価へ	H23年度	リスク高いが 作業工程共通でない	—
77	18	4-ビニル-1-シクロヘキセン	7	H22年度	リスク高い	詳細評価へ	H23年度	リスク高いが 作業工程共通でない	—
78	19	4-ビニルシクロヘキセンジオ キシド	0	実施せず	再告示 (23年報告へ)	—			
79	20	ヘキサクロロエタン	1	実施せず	再告示 (23年報告へ)	—			
平成23年ばく露作業報告 (平成23年1月~3月報告対象物質) 43物質 (新規22、再21)									
80	1	2-アミノエタノール	269	H23年度	リスク低い	—			
81	2	アルファ・アルファ-ジクロ ロトルエン	0/0	実施せず	打ち切り				

通し	物質名	報告* 事業場数	初期リスク評価の実施状況		初期評価 後の措置	詳細リスク評価の実施状況		詳細評価 後の措置
			ばく露調査	リスク評価結果		ばく露評価	リスク評価結果	
82	3	アルファーメチルスチレン	56					
83	4	一酸化二窒素	198	H25年度	25年度調査予定(追加)			
84	5	ウレタン	3/2 (初回全て、次回1件は議報)					
85	6	2-エチルヘキサン酸	49					
86	7	エチレングリコールモノメチルエーテルアセテート	18					
87	8	エチレンクロロヒドリン	11					
88	9	クメン	96					
89	10	グルタルアルデヒド	20					
90	11	クロロメタン(別名塩化メチル)	37					
91	12	ジアゾメタン	0/0	実施せず	打ち切り			
92	13	2,4-ジアミノアニソール	0/0	実施せず	打ち切り			
93	14	4,4'-ジアミノジフェニルスルフィド	0/2	H25年度				
94	15	1,2-ジブromo-3-クロロプロパン	0/0	実施せず	打ち切り			
95	16	N,N-ジメチルアセトアミド	139	H24年度	評価予定	未了		
96	17	ジメチルカルバモイル=クロリド	0/0	実施せず	打ち切り			
97	18	N,N-ジメチルニトロソアミン	0/0	実施せず	打ち切り			
98	19	タリウム及びその水溶性化合物	2					
99	20	デカボラン	8					
100	21	1,4,7,8-テトラアミノアントラキノン(別名ジスパーズブルー-1)	0/0	実施せず	打ち切り			
101	22	N-(1,1,2,2-テトラクロロエチルチオ)-1,2,3,6-テトラヒドロフタルイミド(別名キャプタフォル)	0/0	実施せず	打ち切り			
102	23	テトラニトロメタン	0/0	実施せず	打ち切り			
103	24	二硝酸プロピレン	0	実施せず	再告示(25年報告へ)			
104	25	5-ニトロアセナフテン	0/0	実施せず	打ち切り			
105	26	2-ニトロプロパン	0/0	実施せず	打ち切り			
106	27	パラ-フェニルアゾアニリン	0/1	H25年度				
107	28	4-ビニルシクロヘキセンジオキシド	0/0	実施せず	打ち切り			
108	29	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)(別名DEHP)	352	H24年度	評価予定 (23年度調査+追加調査)	未了		
109	30	弗化ナトリウム	66					
110	31	フルオロ酢酸ナトリウム	0	実施せず	再告示(25年報告へ)			
111	32	プロピレンイミン	0/0	実施せず	打ち切り			
112	33	2-ブromoプロパン	3					
113	34	ヘキサクロロエタン	1/0	実施せず	打ち切り			
114	35	ヘキサメチルホスホリックトリアミド	0/0	実施せず	打ち切り			
115	36	ペンタボラン	6					
116	37	メタクリロニトリル	14					
117	38	メタンスルホン酸メチル	0/0	実施せず	打ち切り			
118	39	2-メチル-4-(2-トリルアゾ)アニリン	0/1	H25年度				
119	40	メチレンビス(4,1-フェニレン)=ジイソシアネート(別名MDI)	367	H23年度	リスク低い	—		
120	41	リフラクトリーセラミックファイバー	398	H24年度	評価予定	未了		
121	42	りん化水素	37					
122	43	りん酸トリス(2,3-ジブromoプロピル)	0/0	実施せず	打ち切り			
平成24年ばく露作業報告(平成24年1月~3月報告対象物質)14物質								
123	1	アジピン酸	122					
124	2	アセトニトリル	213					
125	3	アニリン	48					
126	4	3-(アルファ-アセトニルベンジル)-4-ヒドロキシマリン(別名ワルファリン)	1					

通し	物質名	報告* 事業場数	初期リスク評価の実施状況		初期評価 後の措置	詳細リスク評価の実施状況		詳細評価 後の措置
			ばく露調査	リスク評価結果		ばく露評価	リスク評価結果	
127	5 イブシロン-カプロラクタム	56						
128	6 N-エチルモルホリン	13						
129	7 塩化アリル	21						
130	8 オルト-フェニレンジアミン	6						
131	9 ジエチレントリアミン	49						
132	10 1,2-ジクロロプロパン	16	H24年度	リスク高い	未了			
133	11 ジボラン	0						
134	12 水素化リチウム	1						
135	13 ノルマル-ブチル-2,3-エポキシプロピルエーテル	21						
136	14 パラ-ターシャリ-ブチルトルエン	1						
平成25年ばく露作業報告（平成25年1月～3月報告対象物質）15物質（新規13、再2）								
137	1 アクリル酸メチル							
138	2 アセチルサリチル酸（別名アスピリン）							
139	3 イソシアン酸メチル							
140	4 エチレングリコールモノエチルエーテル（別名セロソルブ）							
141	5 エチレングリコールモノメチルエーテル（別名メチルセロソルブ）							
142	6 塩化ホスホリル							
143	7 クロロエタン（別名塩化エチル）							
144	8 2-クロロフェノール							
145	9 酢酸イソプロピル							
146	10 臭素							
147	11 二硝酸プロピレン							
148	12 ピリジン							
149	13 フルオロ酢酸ナトリウム							
150	14 メタクリル酸							
151	15 メタクリル酸メチル							
平成26年ばく露作業報告（平成26年1月～3月報告対象物質）15物質（新規13、再2）								
152	1 カーボンブラック							
153	2 クロロホルム							
154	3 四塩化炭素							
155	4 1,4-ジオキサン							
156	5 1,2-ジクロロエタン							
157	6 ジクロロメタン（別名二塩化メチレン）							
158	7 ジボラン							
159	8 N,N-ジメチルホルムアミド							
160	9 スチレン							
161	10 テトラクロロエチレン（別名パークロロエチレン）							
162	11 1,1,1-トリクロロエタン							
163	12 トリクロロエチレン							
164	13 パラ-クロロアニリン							
165	14 パラ-ニトロクロロベンゼン							
166	15 ビフェニル							
167	16 2-ブテナール							
168	17 メチルイソブチルケトン							

*有害物ばく露作業報告のあった事業場数（再告示の場合：初回/次回）